

旗本子女の婚姻について

西 沢 淳 男

Marriage of a Child of a Direct Retainer of the Tokugawa Shogun Family

Atsuo NISHIZAWA

Summary

This paper introduces the marriage process of a child of *Hatamoto*, a direct retainer of the Shogun family based on the study results by earlier scholars and also compares difference in the process with marriage of a child of *Daimyo*, a feudal lord.

Marriage of a *Daimyo*'s child was considered based on family status and the amount of a dowry was one of the most issues. In turn, the previous studies indicated that the dowry was received openly, despite the dowry prohibition for marriage and adoption of a child of *Hatamoto*. However, the amount of the dowry for the marriage of a child of the Takegaki family, who is a *Hatamoto* family I examined in this study, was within the limits of courtesy, and *karoku* (hereditary stipend) and dowry were not an important issue. While marrying down was seen in *Daimyo*'s marriage, it was not seen in *Hatamoto*'s marriage.

The paper showed that both *Daimyo*'s and *Hatamoto*'s wedding processes consisted of various ceremonies but there were some differences in the order and type of ceremony.

Key words: marriage, dowry, adoption, family status, hereditary stipend

旗本子女の婚姻について

西 沢 淳 男

要 旨

本稿では先学の研究成果を踏まえて、旗本子女の婚姻過程を紹介し、大名家子女との差違も検討していくものである。大名家の婚姻では、通婚範囲は家格を踏まえるが、持参金が交渉過程において重要案件であった。旗本・御家人においても婚姻・養子縁組においても禁令が出ているにも関わらず、公然と行われていたことが指摘されているが、考察対象の竹垣家子女の婚姻では、儀礼の範囲内での持参金で、家禄や持参金はあまり重要な要素ではなかった。大名家で見られた、新婦が格下の新郎に嫁ぐ降下婚でもなかった。

また婚礼プロセスは、大名家では「縁組↓結納↓初道具披露↓祝言↓皆子餅↓三ツ目祝儀(里披き)↓五ツ目祝儀(実家の両親が初めて訪問する)↓膝直御祝儀(夫婦のみで二度目の里帰り)」のように諸儀が進行してしていくが、旗本である竹垣家では「結納↓幕府許可↓道具入れ↓婿入り↓嫁入り↓祝言↓三ツ目(皆子餅)↓里披き↓舅入り」と進行し、差違が見られることなどを指摘した。

キーワード：婚姻、持参金、養子、家格、家禄

はじめに

武家の婚姻については研究史は多くない。その中心的考察は、戦前の横江勝美による大名家^①や加賀藩士^②の身分内結婚や分析によって導き出された女子の実家が嫁ぎ先よりも家格が上であるという降嫁婚説を踏まえて、各大名家の婚姻と家格の比較検証から通婚範囲や婚姻政策を考察したもの^③や、大名家臣の通婚について考察した研究^④がある。また、松尾美恵子の研究のように^⑤、大名家の婚姻のみならず養子やその持参金と婚姻の関係を考察し、持参金目当ての婚姻・養子縁組が大名家においても公然と行われ、旗本・御家人の養子持参金の禁令が効果を上げなかったことを指摘している。これについては、北村典子は真田家の事例として、持参金は交渉段階での重要案件ではあっても、相手選定の最重要要素ではないとする^⑥。

何れも、大名家もしくは、その家中が考察対象の中心で、婚姻にいたるプロセスについてはほとんど明らかにされていない^⑦。民俗学からの考察も含め、町家^⑧や農家^⑨についてと比べても顕著である。こと旗本については皆無である。大名は、家の指標としての殿中座班、官位、石高等々から比較分析するが、旗本は諸大夫・布衣・平土の家格の違いがあるが、不変ではなく、石高の高低に関わらず本人一代限りでその格式相当の役職に就任することにより当該格式が与えられるもので、大名のような分析仕法も無意味であることにもよる。

そこで本稿では、「関東代官竹垣直道日記」^⑩（史料は、特に註を付さない限り同日記による）を素材として、旗本子女の婚姻過程を紹介し、比較事例を提示すると共に、幕臣の生活史の一面もみていきたいと思う。

一、竹垣家と親族

竹垣家は、喜長が甲府宰相家宣の徳川宗家相続に従い幕臣に加えられ、勘定となった。二代目喜道以降六代目直道に至るまで代々代官を務め、江戸時代中後期では希有な家であった。家禄は初代喜長が召し抱え時一〇〇俵、加増五〇俵で一五〇俵となつて以降幕末まで変動はなかった^⑪。

図1は、三右衛門直道を中心とした親類関係を示したものである。養父直清には娘きよがいたが、松平新三郎へ嫁いでいたため、関東代官として盟友であった岸本莊美の四男長四郎が養子として竹垣家を継いだ。長四郎の養子となる過程については、別稿で詳述した^⑫。家族は、養母まち、妻のきく、妻子は嫡男龍太郎直好、長女で新婦となるかよ、妹みちである。養女で大奥女中のたのと、同じく右筆を務めているるちである。

竹垣家は家禄以外に、当時は馬喰町御用屋敷詰代官を務めていたため、他に役料として二十人扶持＝二〇〇俵を給されていた。さらに、先代直清の代に妻まち名義で横山町に二二〇〇両で買い入れた土地を

おそらくは十歳前後か、龍太郎の姉だとするともう少し上の年齢とも考えられるが、縁組を考えられる年齢になつてきたといふことである。しかし、豊田の娘との縁談を考えているといふことで、確定したことではないとしながらも、事実上断られている。この豊田とは、祐明の三男で豊田家の養子となつた友直で、この後長女の喜多は、従弟の正一郎（この時には旗本杉浦家の養子となつていた）と婚姻し、さらに産後の肥立ちが悪く二十四歳で没した跡は、次女の多嘉と婚姻している^(註)。結局みちの縁談話は一端収束し、この後暫くは日記に記述は見られない。

次に縁談話が出たのは、直道が大坂より関東代官として場所替し、江戸へ戻つた後の嘉永五年（一八五二）のことで、正一郎との話から八年が経過していた。

第1表は、再度の縁談話から婚姻までの経過を日記から抜き出したものである。

嘉永五年二月二十三日市村丈右衛門が訪れ、直道の妻きくにおかよの縁談を持つてきた。市村は近藤家来としか判明しておらず、陪臣であることは確かであるが、竹垣家との関係は不明である。その後も何度か訪れるが、話は進まなかつたようである。

史料2

一、去ル十九日川尻式部少輔を用人青山武左衛門差越、石賀新五郎方江申来候考、悴河尻帯刀江おおよ義縁談取結度段申聞候旨新五郎申聞候二付、今日同人式部少輔方江差遣、相談可致旨申遣、右武

左衛門引合候処、式部少輔父子共留守三付、妻三申聞候段、武左衛門相答候由、新五郎申聞ル

史料2は六月十九日、河尻式部少輔の用人青山武左衛門が竹垣直道の下僚で元締手付石賀新五郎を訪れ、悴帯刀とおかよと婚姻させたいと申してきたといふことで、同二十三日になり、新五郎を河尻宅へ相談に遣わすが、父子共留守であつた。この件で、勘定の小笠原太左衛門や同僚代官戸田正意に相談や密かに調べさせている。河尻家居屋敷は下谷和泉橋通りにあり、隣の屋敷が戸田正意であつた。

河尻式部少輔鎮長は、家禄三〇〇俵の旗本であるが、將軍側近である小納戸、小姓を経て、この時は將軍嗣子徳川家定の小納戸頭取（高一五〇〇石）を務めていた。祖父は春之は、直道の養祖父直温と同時期に共に代官を務めている。おかよの相手となる帯刀はまだ部屋住ではあるが、三〇〇俵（役料三〇〇俵）で召し出され、父と同じく家定の小納戸を務め、布衣を許されていた。

大名のような純然な家格の序列のない旗本であるが、家禄は竹垣家の一五〇俵に対して三〇〇俵と倍の違いがある。役職による足高や役料を加味すれば、二五〇俵対一五〇〇石（一五〇〇俵）と六倍の開きがある。しかも、対象者である帯刀も部屋住召出により、別個に役料共に六〇〇俵の俸禄がある。家格は役職の差として、河尻は叙任して従五位下諸大夫、竹垣は二段下の平士である。家の釣り合いを考えれば、河尻家が明らかに上格であり、大名家の先行研究に見られた降嫁

旗本子女の婚姻について

表1 嘉永5年(1852)かよ婚礼過程

月	日	事項
2	23	市村丈右衛門来、きくに縁談話する
3	18	市村丈右衛門来、奥山の縁談話を聞く
6	12	市村丈右衛門来
	22	河尻帯刀との縁談話 ※史料2
	23	小笠原太左衛門へ縁談のことを相談する
	24	戸田嘉十郎へ手紙で、河尻について内聞を頼む
		市村丈右衛門来、溝口孫四郎へ行き、河尻のことを問い合わせた
	28	戸田より河尻の様子を聞く
7	1	朝四時、河尻家来青山武左衛門の妻と下女が来、きくとおかよに初めて会う
	2	青山より元締手付へ手紙で、縁組相談をしたいというので、これから仲介するよう、下僚より伝えさせた
	4	下僚と相談する ※史料3
	5	元締手付が青山を訪ねる旨を聞く
	9	朝青山が下僚宅を訪ね、元締二名との面会を求めたことを、後で聞く
	21	河尻鎮長の使者として青山が来、正装の木々田源太夫が縁組申し込みに来たが出張留守中で、挨拶に来る旨を聞いた ※史料4
	22	昨日の縁組の件について、正装で木々田を河尻へ遣わすが、父子共留守で、奥方へ申し伝えた
	25	青山へ木々田を遣わす
	27	河尻家来より木々田へ、明日江戸城の表御殿で河尻鎮長が会いたいということなので、承知した
	28	御殿廊下で初めて河尻鎮長と会う
8	6	河尻家来へ木々田より交渉させる
	18	河尻家来へ縁談について木々田が伺い、手紙を受け取ったという
	27	青山から木々田へ手紙が有り、受取を遣わしたという
	28	木々田より青山へ昨日の返書をする
9	11	親類の安藤家へ親類書のことを問い合わせる
		河尻家来へ木々田より手紙をし、返書が来
	13	河尻鎮長と面会し、縁談の件を話す
	15	妻と三井へ行き、調物をする
		朝山崎八三郎へ木々田を遣わし、仲人を頼み承諾を得る
	16	河尻へ木々田を遣わす
	18	山崎家来と河尻家来へ木々田より手紙をし、返書を得、縁組願下書を交換する
	19	河尻家来を縁組願提出のことで手紙が有り、返書をさせる
		仲人の山崎が来て、初めて会う。縁組申し込みを改めて承諾し、双方の親類書を取り交わし、酒飯を振る舞う ※史料5
	20	勘定組頭へ縁組願を出し、即日勘定奉行より河尻鎮長へ談判の予定、鎮長へ面会し縁組談判のことを話しておいた
	22	河尻家来より木々田へ手紙、結納を来月十日でどうかということなので、承知したことを返書させた
	24	河尻家来より木々田へ手紙で、結納は三日にしたいといってきたので、承知したことを返書させた
	26	山崎方へ行き、留守であったので家来へ仲人依頼の挨拶をし、鯉節一箱を贈った
	28	青山へ結納の事について木々田より話させる
		同役の斎藤嘉兵衛妻から使いで、懸硯が祝いとして贈られる
		同役望月新八郎より手紙が有り、赤飯が到来し、返書をした
10	1	望月より手紙が有り、おかよへ腰帯・麻苧が到来、返書をする
	3	役所を休む
		河尻へ木々田を使者で、持参金三十両と干鯛を贈る
		河尻より青山が使者として、結納の品々持参 ※史料6
	4	山崎へ昨日の結納の報告
	7	青山へ手紙を出させ、返書が来る
	8	城内で河尻鎮長と面会
	11	木々田より青山へ手紙をさせる
	15	(城内で)河尻に会い、引越の日限について話す

月	日	事 項
		木々田へ青山への手紙を申し付ける
	16	市村丈右衛門来、近藤平格より懸硯、小蓋が祝いとしてくる
	18	縁組について老中より許可の仰せがあった。 ※史料7
	19	役所を休む 御礼廻勤 河尻へ木々田をもって奉札で縁組願済の歓び、河尻よりも同様
	20	山崎へ縁組願済知らせる 松平・小泉・岸本の親類へ縁組願済の奉札 河尻へ明日訪問を断り、返事が来る
	23	役所を休む 午後初めて河尻の屋敷を訪問し、家内一同に会う 昼前、木々田より青山へ奉札で、訪問に際して交肴を遣わす
	27	元下僚宮部潤八郎より紅絹褰反祝来ル、自書で挨拶遣わす
11	2	元締小林其右衛門妻等より祝儀の品
	8	おかよ・おみち、大奥のおるちの許へ行き、泊まる
	9	夕刻大奥より下がる。祝儀の品々が贈られる ※史料8
	14	城内で、河尻と面会、引越の日限を相談 おかよ・おみち浅草へ行き、夕方帰る
	16	木々田から青山へ手紙で、引越の日限を打合せ、二十二日に決まる
	18	吉日なので、おかよ道具類河尻へ送る ※史料9
	20	青山へ木々田より手紙を出させる 山崎へ二十二日引越のことを連絡する
	22	役所休む 昼九つ過ぎに婿入り、盃事をし、九つ半には終わる ※史料10 おかよ、河尻へ引越す 下僚等参上した
	24	役所休む 三ツ目の祝儀、皆子餅等を河尻へ遣わし、河尻よりも同様来る ※史料11
	25	山崎へ木々田を使者として、婚姻済の挨拶、鯉節一連贈る。小笠原太左衛門へも同様
	27	午後、うたが河尻へ参る
	30	河尻帯刀より手紙、鴨一籠・柿が到来、返書に移りとして半切を遣わす
12	1	城内で河尻父子と面会
	2	うたは大奥へ上がった後、午後に戻り、夕方河尻へ行く 山崎八三郎より奉札で、引越の歓びとして鯛一折到来
	4	河尻へ手紙で寒気見舞いとして、品々遣わす ※史料12
	13	河尻家来より明日の里開き、河尻父子も参るといふことで、返書をさせる 山崎へ侍使いで、明日来てくれるよう申し、承知の返事 近藤平格へも同様 うた、河尻より帰り、近日また参るつもり
	14	役所休む おかよ里開き、家族その他へ祝儀の品、午後河尻父子や招待者が参り、夕刻より酒飯を出す。 ※史料13
	16	河尻帯刀より手紙と交肴が到来、移りに砂糖一斤遣わす うた、午後河尻へ参る
	23	うた河尻から戻る
	28	豊田藤之進来、おかよへ紗綾一反・匂袋一贈られる
3	20	舅入りとして、竹垣家一同河尻へ参る。 ※史料14

註)「竹垣直道日記」より関連記事を抜き出し、大意を記した。

婚ではない。

では当時の旗本達の基準は、どのようなものであったのだろうか。

同時期三〇〇石の旗本子女の縁組について⁽¹⁸⁾、「御高八二百石ニ御座候趣、一躰御惣領御女郎様故、御高位之処へ御片付被遊度思召之処、御片付金御六ヶ敷故、二百石之御高江御相談被遊候」或いは、次女は「先様御高者三百六十俵」というように、先ずは家禄が最大の指標であり、次にそれを叶えるベースが持参金で検討材料となっている。

持参金については後述するが、竹垣家の縁組については家禄や持参金はあまり重要な要素ではなかったようである。

史料3

同二日 晴

一、河尻式部少輔家来青山武左衛門右賀新五郎文通、おかよ縁組相

談可致ス申来、是乃可及挨拶旨、新五郎右為申遣候

同四日 晴

一、其右衛門・新五郎呼寄、河尻方之儀及談

その後、史料3のように婚姻を進めるために両家間での相談が進んだ。通常の婚礼は用人間で話が進むようであるが、今回の縁組については、代官の下僚筆頭である元締手付石賀新五郎へ接触があり、さらに元締手付小林其右衛門も交え相談している。本来プライベートのことである上司の家のことに、手付は御家人とはいえ下僚が積極的に関わっているのである。

史料4

同廿一日 風雨

一、河尻式部少輔使者青山武左衛門相越、木々田源太夫面会いたし候処、忰帯刀江おかよ義縁組取結度旨、式部少輔申聞候段申述ニ付、出役留守ニ付、是乃可有挨拶旨申聞遣候由、申聞ル、右使者麻上二而参候由

史料4は、縁談の話が持ち上がったから一月経ち、正式に婚姻について動き出した。木々田源太夫は竹垣家の用人である。青山は麻上下の正装で訪ね、これ契機に用人対用人による交渉に切り替わった。大名家では、留守居対留守居である。

七月二十八日には、河尻鎮長と竹垣直道は江戸城本丸御殿内で初めて面会をした。これ以降、青山と木々田の用人間で文通も含め頻繁なやり取りを行っている。

九月十一日、両家縁組に際して必要な親類書の件で、養母の実家である安藤家へ問合せをしている。十三日河尻との直接の面談を受けてか、十五日夫婦で、おそらくは娘の婚礼衣装を揃いに行った。これは、この日の朝に用人を山崎八三郎宅へ遣わし、仲人を頼み承諾を得ていたことによるのだろう。

山崎は家禄五〇〇石の大番筋の旗本である。家筋からいえば両家より格上であり、いかなる経緯で依頼したのかは不明である。この後は幕府へ提出する縁組願の下書をやり取りしている。松尾の研究でも⁽¹⁹⁾

婚姻・養子の仲立ちをした人々は、親族の例は少なく、「多くの商人や医師、また素性のはつきりしない人々が大名・旗本の婚姻・養子縁組の『草結』をしている。そしてその後には両家家臣（大名家の場合には留守居、旗本の場合には用人クラスのもの）の交渉が『内談』という形で進行する」とする。最初に縁談話を持ち込んだ市村丈右衛門も陪臣であった。河尻家との縁談は、仲立ちの者はおらずに、直接の申し込みであった。

史料5

同十九日 雨昼後晴

- 男 一、河尻家来の縁組願進達之儀二付文通有之、為及返書候
一、八時半時過山崎八三郎来、初御逢、河尻式部少輔を俵帯刀江おおよ
西 縁組之儀改而申込、承知之旨及挨拶、帯刀親類書一通持参受取、
自分親類書一通八三郎江渡遣、使者取遣候積、及示談、おきく。
おおよ初御逢、酒飯振廻遣、暮六つ時過披

仲人の山崎が十九日なつて訪れるが、依頼をしながら直道とは初対面であった。妻とおおよも初めて会つて、酒飯を振る舞っている。翌日、勘定組頭へ縁組願を提出し、先ずは結納に向けて動き出した。二十八日、早くも馬喰町御用屋敷詰代官の同役である斎藤嘉兵衛から懸硯（小型の船簞笥）と望月新八郎から赤飯が贈られた。望月から、翌十月一日にも腰帯と麻芋が届けられている。

史料6

同三日 晴朝小過雨

- 一、役所頼合、斎藤・望月江及書通
一、屋後河尻式部少輔方江使者、木々田源太夫差遣、おおよ持参金三十
拾両、干鯛一折相贈ル、式部少輔逢、挨拶申来ル
一、同刻式部少輔使者青山武左衛門来、結納到来左如○帯二筋代金千
正○昆布一折○寿留女一折○松魚節一連○家内喜多留一荷○武
左衛門江逢、及直答

「結納」。この日は休暇を取り、結納となった。河尻へ持参金三十両に干鯛一折を添えて用人を遣わした。先方からは、昆布、するめ、鰹節、柳多留に帯代として金二両二分といった定番の結納の品が贈られてきた。

持参金については、幕府により持参金養子が禁止されたものの、法令は遵守されていなかったこと、幕末には女子縁組も対象とされたこと²⁰、大名家においても持参金目当ての婚姻・養子縁組が公然と行われていたことが明らかにされ、旗本森山孝盛の姉が大番大久保伊兵衛と結婚し、一年後の離婚の際土産金六十両が返金されたこと、すなわち持参金が六十両であったことが指摘されている。²¹ 森山は四〇〇石、大久保は五〇〇石の旗本である。一方、三〇〇石の大番筋旗本鈴木家の次女が三三六俵の山本家へ嫁入りの際、一般的には三十両の土産金の所、十五両で済んだという例もある。²²

こうしてみると、おおよの持参金三十両は持参金目当てでの縁談で

もなく、当時の旗本社会における儀礼範囲として妥当なものであったといえるであろう。

「縁組許可」。結納が済み、幕府への縁組届が次の史料のように老中より許可された旨の申渡を勘定奉行からうけ、老中等へ御礼廻動している。

史料7

同十八日 曇

一、役所頼合、斎藤江及書通

一、朝五つ半時過出宅^{平出} 御殿江出ル〇おかよ義、河尻帯刀江縁組願

之儀、願之通縁組可致旨和泉守殿被仰 渡候段、河内守殿被申渡、

差引一兵衛、森八左衛門忤縁組一同相済、名代相勤ル、九つ半時

過退出〇小普請方^三着替いたし、直^三御礼廻動いたす

松平和泉守殿 被仰渡御老中

久世大和守殿 月番同断 川路左衛門尉殿

右相仕廻、夕七つ時前帰宅

幕府の正式許可をうけて、二十日には養母の実家である松平家、直道の実家である岸本家、実兄である小泉家へ縁組を奉札にて披露した。

二十三日初めて河尻家を訪れ、家族一同に面会している。翌日以降下僚よりも祝いの品が来る。

十一月八日婚礼前最後の挨拶も兼ねてか、妹おみちと共に直道の養女で大奥の右筆であったおちの許へ泊まりに行く。これまでも頻繁

大奥へ泊まりに行っていたが、河尻へ嫁いではからは容易ではなくなる。翌日、大奥から下がる際におちより次のような祝いの品々が贈られた。

史料8

同九日 晴

一、おかよ・おみち^{平出} 御殿夕刻下ル〇おちおちおかよ縁付祝義

として左之通贈ル〇時絵小篋内、銀七つ道具、簪一本、鏡付、

服紗二、煙管筒、煙草入、扇時絵箱一、人形一其外品々入〇紫縮

緬腰模様御紋裾一

大奥の上級女中の調えたものとして、高級なものであったと思われる。なかでも煙管筒、煙草入が注目される。女性の喫煙に関しては、遊女や庶民の婦女子が煙管を持つ浮世絵が数多く残され、喫煙はよく知られているが、若い旗本子女の婚礼祝の品として贈られているところから、上層武家の社交としてか嗜好としてか喫煙習慣が一般的にあったことが察せられる。

その後、引移(婚家へ移動)²³の日程調整を行った。

三. 婚礼

「道具入れ」。十八日は吉辰ということで、おかよの道具類を河尻方へ送った。史料9「簞筒一棹、長持七竿、忍乗物一挺、釣台六荷」を

用人木々田源太夫が付き添い、二度に分けて送った。

「嫁入り」。双方とのやり取りにより二十二日に引移が確定した。

史料10

同廿二日 快晴

一、頼合出勤不致

一、昼九つ時過為簀入、河尻帯刀来、自分・おきく・龍太郎逢 引出

物廉乗作雲籠目メ小柄二所物、高砂奈良人形遣入、盃事いたし、

相祝ス、九つ半時過開く

一、おかよ義、河尻式部少輔方江引移ル、夕七つ半時過出門、対箱、

徒士式人、打物、乗物備式人、草履取、合羽籠袴荷、用人木々田

源太夫、四つ供^二而供いたす、夜二入供方抜く

一、右二付、罷越居候もの○高木茂久左衛門・宮部孫八郎・中山昇三郎・

中田^新庄之助・市村丈右衛門・松村文蔵・家主清三郎・上総屋・米

蔵等相越

一、規式向無滞相済候由^三源太夫義 夜四つ時過抜く、たか者夜九つ

時過抜き一宿

史料10にあるように役所を休み、昼過ぎに婿人（朝婿入）婚禮当日

の朝、新郎が初めて新婦宅を訪れること）として河尻帯刀が訪れ、竹

垣直道、妻きく、嗣子龍太郎に会った。引き出物として装剣金工の後

藤廉乗作²³の三所物の内、笄を除く目貫と小柄、縁起物である高砂人形

を遣わした。その後盃をしたが、半時ほどで開きとなった。

三時間ほど経ち、おかよが河尻家へ引き移ることになる。河尻家よ

りの迎えの供は、対箱に徒二名、打ち物（長刀力）、乗物脇に侍二名

草履取、合羽籠であり、軍役の規定から三〇〇俵の河尻家としては多

い。これに竹垣家から用人が四つ供（槍持・挟み箱・侍・草履取）で

従っているの、たいそうな行列となる。『徳川盛世録』には、「婚礼²⁴

供立行列は簀方の身分・禄高に應ずるものなれば、もし簀方万石以上

にして、舅方万石以下なるときは、乗物・天鷲絨・包のし・金物等諸

道具は万石以上の格式により、その数は舅の身分格式に應ずべき事な

り」とあり、新婦の親の格式の方が低ければ、員数はそちらに合わ

せるとする。軍役で侍が二名になるのは四〇〇石、徒も侍と考えると

四名で七〇〇石からとなり、竹垣家の禄を遙かに超え、河尻家も小納

戸頭取として役高では一五〇〇石であるが、家禄では三〇〇俵である。

少なくとも家禄基準で考えれば、格上の供揃だったといえる。

当日は、竹垣家へ下僚である高木・宮部・中山と出入りの者数名で、

親類等の入来は見られない。

「祝言」。直道夫妻は参加しないので河尻家での様相はわからないが、

送りの用人は出発から凡そ六時間後の午後十時くらい、女中と思われ

るたかは夜中十二時過ぎに終わったために、一晚泊するとあり、婚礼

式から饗膳まで少なくとも四〜五時間を要していた。

史料11

同廿四日 晴

一、頼合在宿、斎藤・望月^江及晝通

一、おかよ引移三つ目^二付、為祝義、八つ時過使者源太夫皆子餅并干鯛一折、河尻方江相贈、父子・おかよ逢、直答申来ル、奥方初面之文遣、干鯛一箱相贈、返書遣候よし

一、右同断^二付、河尻方も使者、武左衛門来、皆子餅・干鯛一折到来、逢、直答^二いたす、奥方文到来、返書遣候よし

「三ツ目祝儀」。この日は休みを取った。婚礼から三日目の三ツ目の祝儀のためで、用人を使者として皆子餅と干鯛を贈り、河尻父子とおかよに面会し、直答をうけ、奥からも初めての文を遣わし、返事を得ている。同様に河尻よりも用人が使者として来訪し、同様に対応している。²⁷⁾

皆子餅は実際五八〇個用意されたかは判然としない。相互に皆子餅と手紙のやり取りのみで、河尻帯刀夫妻や双方の親の行き来は見られない。大名佐竹家の例では、三ツ目の祝儀とは初めての里帰り²⁸⁾で、息女は嫁ぎ先の藩主と共に参上している。

この翌日には、仲人の山崎宅へ用人を使者として、婚姻済みの挨拶をしている。

史料12

同四日 雪夜雨

一、河尻帯刀江文通、寒気見廻、重話三重、上島鯛切身其外、中口取物
下菓子・長芋饅頭・きんとん詰合遣入、返書・移品到来

翌月四日には、史料12のように初めての寒気見舞いとして嫁ぎ先の河尻へ、重三段に縞鯛や口取肴、菓子類などを詰め贈っている。婚礼直後で、諸儀が終了前ということか、河尻帯刀の訪問はなく、文通で鴨一籠と柿が到来したことをうけてのことと思われる。通常の寒気見舞いは、十一月末位より老中・若年寄・勘定奉行といった上司や勘定所関係、同僚代官、親類等を廻り挨拶（多くは手札を置いてくる）だけであり、ごく限られた者から茶・砂糖・鴨等が見舞いの品として届くことがあるが例外で、重話を贈ることはない。

十三日、明日おかよが里披で河尻父子と訪れる旨の申し入れが有り、仲人の山崎八三郎へも参るよう侍を使者に遣わしている。先に述べたように、大名家（佐竹家）では「三ツ目の祝儀」と「里披ぎ」は同一である。

史料13

同十四日 晴

一、役所頼合、在宿

一、おかよ里披^二付、朝五つ時過來ル、自分江袴地一具、其外土産如左○御母様江羽二重裕繻伴○おきく江嶋縮緬一反○龍太郎江帯地一〇おみち江縮緬しごき○おるち江真綿○外二其右衛門・新五郎江真綿持参いたす、家来下々迄も祝義相贈ル○昼後近藤平格来ル○八つ半時過式部少輔・帯刀逐々来、山崎八三郎も引統来ル、夕刻を酒飯差出、夜五つ半時過式部少輔帰り、四つ半時過帯刀おかよ帰、帯刀・八三郎・平格逐々帰ル○右^二付、朝方参り、手伝い

たし候もの市村丈右衛門、中山昇三郎、ふき、ゆき、たか、はつ
妹たか、宗甫、ひて、つる等也、夜九つ時過帰、又者泊り候もの
も有之、都而無滞相濟

おみち者八つ時比出宅、自分・龍太郎者八つ半時比出宅罷越、家
内一統江土産もの相贈ル、酒飯馳走三成、夜四つ時過帰宅、おみ
ち者止宿いたす

当日は朝凡そ八時過ぎには実家を訪れ、父直道への袴地をはじめ、
祖母、母、嫡子龍太郎、妹、他に養女で大奥女中のるちといった家族
また下僚や竹垣家家来下々迄お土産を持参している。河尻父子は遅れ
て凡そ午後二時頃に合流し、夕方になり酒販を振る舞い、午後九時頃
におかよの義父河尻式部少輔、午後十一時頃ようやくおかよは帰った。
朝から十五時間もの滞在であった。帯刀やその他の来客も深夜によう
やく帰った。当日は朝から手伝いの者を頼み、深夜零時過ぎ頃帰った。
祝いの宴が夕方から深夜まで続いていた。

この後は、年明けの年始御礼はあったが、特に儀式的なものを行わ
れなかった。しかし大名家（佐竹家）では、間を空けず実家の両親が
初めて住居を訪問する「五ツ目の祝儀」や夫婦のみで二度目の里帰り
をする「膝直御祝儀」が行われている。²⁹⁾ 八戸藩南部家では、「五ツ目
の祝儀」、「膝直御祝儀」はなく、「御舅入・御舅入」という「五ツ目
の祝儀」とほぼ同様の儀式が行われている。³⁰⁾

史料 14

同廿日 風雨夕収

一、例刻出勤頼合、九つ時過帰宅

一、兼而打合之通、今日舅入いたし候二付、河尻江一同参ル、おきく・

「舅入り」。大名家では、「五ツ目」の言葉通り「三ツ目」祝儀から
間もなく行われているが、本婚礼では、年が明けて三月二十日竹垣家
族四人が初めて河尻家を訪れ、酒飯を振る舞われている。兼ねて打合
せ通りとしているが、婚礼後四ヶ月後というのは理由が不明である。

旗本家同士の婚姻では見られない儀式（呼称の違い）があるが、時
代的なものがあると思われる。竹垣家の事例は十九世紀中葉であり、
大名家の事例は十八世紀中葉までの事例である。

将軍姫君の場合、十九世紀初頭の十一代将軍家斉期より大名家の経
済的問題もあり婚礼が変化し、「万端手軽」「御省略」ということで
簡略化されている例からも、大名である、旗本であるということでは
なく、婚礼に伴う諸儀式が時代とともに簡略化していった結果である
とも考えられる。

おわりに

以上、旗本子女の婚姻過程をみてきた。大名家の子女の婚姻では、
必ずしも従来考えられていたような女子の実家が嫁ぎ先よりも家格が
上であるという降嫁婚とは限らず同格婚もあり、持参金目当ての婚姻

が行われて、縁組には親族ではない町人等様々な人々が仲介すること、その後は留守居同士が内談し、「縁組↓結納↓初道具披露↓祝言↓皆子餅↓三ツ目祝儀↓五ツ目祝儀↓膝直御祝儀」のように諸儀が進行してしていくことが明らかになっている。

一方、旗本子女の場合も婚姻先の指標は家禄にあり、上格と婚姻するためには持参金が大きな役割を果たした。しかし、検討した竹垣家についてはあてはまらなかったようである。持参金こそ儀礼的な三十両であったが、竹垣家は相当な裕福な家であった。

おおよの婚姻は仲介者がおらず、河尻家から直接の申し込みであった。当初は、河尻家用人と竹垣の下僚間で折衝があり、縁組確定後からは用人間での打合せ進行となった。「嫁親から仲人依頼↓結納↓幕府許可↓道具入れ↓婿入り↓嫁入り↓祝言↓三ツ目(皆子餅) ↓里抜き↓舅入り」と諸儀が進行した。

時代的な差違もあると思うが、大名家とは諸儀・呼称に若干の違いが見られた。大名家の事例では見られなかった婚家の娘から、親元からの初めての文の交換という行為も見られた。

旗本竹垣家の婚姻過程を見てきたが、すべての旗本家へ一般化できるものではない。今後、他の旗本家での事例を積み重ねていきたい。

(にしざわ あつお・高崎経済大学地域政策学部教授)

註

(一) 横江勝美「徳川時代に於ける大名の階級の内婚(一)」『社会学雑誌』第六十四号、一九二九年、同「同(二)」(同六十七号、一九二九年)、同「徳川時代に於ける

大名の階級の内婚に就いて」(季刊『社会学』第三輯、一九三三年)。
 (2) 横江勝美「藩士社会に於ける身分と婚姻」(戸田貞三・鈴木栄太郎監修『家族と村落』第一輯、御茶の水書房、一九三九年)。

(3) 稲垣知子「近世大名の家格と婚姻再論」(林董一博士古希記念論文集刊行会『近世近代の法と社会』清文堂、一九九八年)、同「江戸幕府の婚姻政策(一)」(愛知学院大学論叢『法学研究』第四十七巻第三号、二〇〇六年)、同「同(二)」(同第四十七巻第四号、二〇〇六年)、同「同(三)」(同第四十八巻第一号、二〇〇七年)、同「同(四)」(同四十八巻第二号、二〇〇七年)、北村典子「近世大名真田家における婚姻」(『信濃』第五五巻第四号、二〇〇三年)、三宅智志「大名婚姻に関する一考察」(『佛教大学大学院紀要』文学研究科篇、第三十九号、二〇一一年)、白根孝胤「御三家における縁戚関係の形成と江戸屋敷」(徳川林政史研究所研究紀要』第41号、二〇〇七年)、高橋博「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」(『学習院史学』第32号、一九九四年)など。

(4) 磯田道史「大名家臣団の通婚構造」(『社会経済史学』63巻5号、一九九八年)、林由紀子「尾張藩士の婚姻と家格」(名古屋大学『法政論集』第90号、一九八二年)これは後に、林董一編『新編尾張藩家臣団の研究』(国書刊行会、一九八九年)に補訂して収録。

(5) 松尾美恵子「近世武家の婚姻・養子と持参金」(『学習院史学』第16巻、一九八〇年)。

(6) 前掲註3北村論文。

(7) 前掲註3北村論文、高橋博「大名佐竹家の婚礼構造」(『学習院史学』第48巻、二〇一〇年)、同「八戸藩主の婚礼関係史料」(『弘前大学國史研究』130、二〇一一年)。

(8) 例えば、東郷富規子「江戸後期における京都商家の生活文化」(園田学園女子大学『論文集』第26号、一九九二年)。

(9) 例えば、宮下美智子「農村における家族と婚姻」(女性史総合研究会編『日本女性史』第3巻、近世、東京大学出版会、一九八二年)、大口勇次郎「江戸時代における農ん家族の婚姻」(聖徳大学家族問題相談センター紀要『家族問題相談研究』4、二〇〇六年)。

(10) 「竹垣直道日記」(東京大学史料編纂所蔵)。なお同史料を翻刻中で、嘉永二年より同四年までを『地域政策研究』第15巻第4号、第16巻第2号、第16巻第4号、第17巻第1号、第18巻第1号、第19巻第1号に掲載している。

(11) 西沢淳男「幕領陣屋と代官支配」(岩田書院、二〇〇一年)。

(12) 西沢淳男「代官の日常生活」(角川ソフィア文庫、二〇一五年)。

(13) 註(12)に同じ。

(14) 註(11)に同じ。

(15) 『大坂代官竹垣直道日記(二)』(関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センター、二〇〇八年)。

- (16) 藪田貫「大坂代官の世界―竹垣直道日記について―」（『近世の畿内と西国』清文堂、二〇〇二年）。
- (17) 『杉浦梅潭目付日記』（みずうみ書房、一九九一年）。
- (18) 関西大学図書館資料シリーズ 第二輯『江戸書状』その二（関西大学図書館、一九八二年）。
- (19) 前掲註(5)に同じ。
- (20) 姜鸞燕「徳川幕府の旗本の持参金養子に関する一考察」（『日本研究』第40巻、二〇〇九年）。
- (21) 前掲註(5)に同じ。
- (22) 小川恭一『江戸の旗本事典』（講談社文庫、二〇〇三年）。
- (23) 吉成香澄「將軍姫君の婚礼の変遷と文化期御守殿入用」（『学習院史学』第47巻、二〇〇九年）によれば、將軍姫君の婚礼の際の移動は「入輿」と表現されていたが、文化期以降財政難による婚礼の省略化によって「引移」と表現が替わる。「入輿」と異なり婚礼の意味は含まれず、単なる移動・引越を意味するという。
- (24) 江戸時代前期の装剣金工（『日本人名大辞典』Japanknowledge. <http://japanknowledge.com>、参照 2016-11-12）。
- (25) 「軍役人数割」一九九（徳川禁令考）前集第一、創文社、一九九〇年）。
- (26) 『徳川盛世録』（東洋文庫496、平凡社、一九八九年）。
- (27) 婚礼の三日目に、嫁婿の両方の家で餅をつかせて五八〇個にまるめ、かますに入れ、互いに使いに持たせて贈りあう、祝いの餅。（『日本国語大辞典』Japanknowledge. <http://japanknowledge.com>、参照 2016-11-20）。
- (28) 前掲註(7) 高橋『学習院史学』論文。
- (29) 前掲註(7) 高橋『学習院史学』論文。
- (30) 前掲註(7) 高橋『弘前大学國史研究』論文。
- (31) 前掲註(23)に同じ。

〔付記〕

千葉貢先生定年を迎えられ、長い間ほんとうにお疲れ様でした。先生には本学に着任以来、地域づくり学科の同じ文化領域ということで、卒論・修論の主査あるいは副査として六年間ご一緒させていただきました。拙いゼミ生の論文も丹念に読み込まれ、ご指導下され有り難うございました。

今後の先生の益々のご活躍とご多幸をお祈りいたします。